

東日本大震災における被災者の診療に係るQ&A

被災者の一部負担金猶予について

(問1) 今回の震災の被災者は、一部負担金を窓口で支払わずに診療を受けられるようだが、具体的にどのような患者が対象になるのか。

(答1) 対象者は①及び②のいずれにも該当する者が対象になる

①以下の地域に住所を有する(※)健康保険法及び船員保険法の被保険者及び被扶養者、国民健康保険法の被保険者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者であること。

(※地震の発生以後、適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。)

岩手県	全34市町村
宮城県	全35市町村
福島県	全59市町村
青森県	八戸市、上北郡おいらせ町
茨城県	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、那珂市、筑西市、稲敷市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町
千葉県	旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町
長野県	下水内郡栄村
新潟県	十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

②東北地方太平洋沖地震又は長野県北部の地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

1. 住家が全半壊、又は全半焼した
2. 「主たる生計維持者」が死亡、又は重篤な傷病を負った
3. 「主たる生計維持者」が行方不明
4. 「主たる生計維持者」が業務を廃止、又は休止した
5. 「主たる生計維持者」が失職し、現在収入がない
6. 原子力発電所災害による立ち退き、又は屋内退避対象地域から避難してきた

(福島第1原発から半径30km以内、第2原発から半径10km以内(3月24日現在))

震災被災者の診療に対する確認事項につきましては、医療機関窓口でご使用いただける「問診票」をご用意いたしました。合わせてご利用ください。

(H23.3.23 厚生労働省保健局医療課事務連絡)

(問 2) 患者の一部負担金猶予の取り扱いは、一体どの部分の自己負担額が対象となるのか。

(答 2) 一部負担金猶予対象は、以下の通りである。

- ・ 一部負担金
- ・ 入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る標準負担額
- ・ 訪問看護療養費に係わる自己負担額

(H23.3.23 厚生労働省保健局医療課事務連絡)

保険外併用療養費については(問 3)を参照ください。

(問 3) 保険外併用療養費の取り扱い。

(答 3) 保険外併用療養費のうち基礎的医療に係る分は保険給付の対象となり、その分に係る一部負担金は猶予または減免の対象となる。一方、評価療養に係る先進医療や、選定療養に係る特別なサービス部分(差額ベッド等)は保険給付外となり、その分については自費負担となるので注意。

(問 4) 被災者の医療費の一部負担金猶予を行った場合、具体的な請求方法はどのようにすればいいのか。

(答 4) (3月分請求についての回答です)

被災により一部負担金支払を猶予された患者のレセプトは、当該猶予措置等の対象とならないレセプトとは別に請求を行う。

猶予対象になるレセプトには、レセプト欄外上部に赤色で **災1** と記載。

また、猶予対象者を震災前に診療したカルテがある場合は、猶予措置対象(災1)のレセプトとは別に記載し、他のレセプトとは別に提出する。ただし、猶予対象者のレセプトを分割することが困難な場合は、レセプト欄外上部に赤色で **災2** と記載する。猶予措置等に係るレセプトの減算割合等の記載は、通常通りに記載。

(H23.3.29 厚生労働省保険局医療課事務連絡)

(問 5) (答 1)の要件に該当する患者の診察を行った。しかし、患者は避難先の生活に窮迫しておらず、一部負担金を支払う資力は十分にある。こうした患者に対しても一部負担金猶予はできるのか。

(答 5) 現在、一部負担金猶予対象者の資力に対する言及は、(答 1)の②のみである。従って、(答 1)の規定に該当するものであれば、窓口にて負担金を徴収せずとも差し支えない。

(H23.3.23 厚生労働省保健局医療課事務連絡)

被災者が被保険者証を持っていない場合の取り扱いについて

(問 6) 被災地から来た患者で、被保険者証が無くても保険診療の対応は可能か。

(答 6) 氏名、生年月日、被用者保険の被用者にあつては事業所名、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所を確認することで診療を行うことができる。ただし、保険者の確認のため、住民基本台帳担当課、被災市町村または被災市町村が加入する後期高齢者医療連合と

連絡を取って行うこと。被災地の状況によって連絡を取ることができない場合は、患者に対する聞き取り等の方法により認定を行って問題ない。

(H23.3.11 厚生労働省保険局医療課事務連絡)

(H23.3.18 厚生労働省保健局国民健康保険課・同局高齢者医療課事務連絡)

(問 6) 被災により、被保険者証無しで受診した患者に対する保険請求は、具体的にどのように行えばいいのか。

(答 6) (答 5) において確認した患者情報を元に、以下に分類する。

①保険者を特定した場合

当該保険者に係る保険者番号をレセプトの所定の欄に記載。

被保険者証の記号・番号の確認ができない場合は、明細書の欄外上部に赤色で「不詳」と記載。

②保険者を特定できない場合

住所または事業所名、連絡先をレセプト欄外上部に記載。

国保連提出分、支払基金提出分を別に束ねて、請求する。

社保分、国保分を、請求先が分かる通常のレセプトとは別綴じにして請求書をつける。

支払基金か国保連のどちらに提出するべきか不明なレセプトは、医療機関において個別に判断し、いずれかに提出をする。

保険者が特定できない患者に係るレセプト請求は、電子レセプト請求ではなく、紙レセプトにより請求すること。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合は電子レセプトにより請求することも差し支えない。電子請求をする場合は、方法等については個別に各保険医協会、審査支払機関、レセコン業者等に個別に相談するように。

(H23.3.29 厚生労働省保険局医療課事務連絡)

転入世帯における一時負担金猶予の認定

(問 7) 震災以前に被災地から転居し、他の市町村に住居票を移している患者の診療を行った。この場合、一部負担金をどのように取り扱ったらよいか。なお、当該被保険者の被災地の実家は全壊しているものとする。

(答 7) 一部負担金等の猶予については、災害救助法の適用市町村に3月11日の被災時に居住していた者(住民票のある者)が条件になり、医療機関等における一部負担金の徴収の猶予対象者にはならない。

(H23.3.25 厚生労働省保健局国民健康保険課に確認)

一部負担金猶予の公費負担

(問 8) 被災者に係る公費負担の場合はどのように対応すればよいか。

(答 8) 一部負担金を猶予したときには、患者負担分がゼロであるため、保険優先の公費負担医療(「公費併用レセプト」)の対象にならない。このため、一部負担金の支払いを猶予した場合には、従来、公費併用レセプトとして請求する患者のものであっても、明細書は医保単独として扱い、公費負担者番号及び公費受給者番号は記載しない。

(H23.3.29 厚生労働省保険局医療課事務連絡)